

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律に係る経済産業省関係の政省令・告示制定案等への御意見等に対する考え方

※提出意見に個人名等が記載されている場合は、提出意見を加工しています。
 ※御意見等に対する考え方に記載の用語は、改正法の用語の定義に従って記載しています。

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
1	フロン類製造業者関係 (フロン類使用見通し)	<p>(意見の概要) フロン類製造業者等の判断基準では、2050年に排出をゼロとすることを「フロン類使用の見通し」に含め、さらにそれを念頭にフロン類使用合理化計画を中長期的に作成していくこととする。</p> <p>(意見及び理由) 今年5月に案としてまとめられた「フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針(案)」(以下、「基本指針」という)に、「目指すべき姿」が示されたが、フロン類製造業者の判断基準においても念頭にすべきは、この基本指針で示された「フロン類の段階的な削減を着実に進め、フロン類を中長期的には廃絶することを目指す」という点である。 資料1の素案では、「フロン類の見通し」が「2020年度において●●万トン、2025年度において●●万トンであることを念頭に取り組む、などとされているが、基本指針の目指すべき姿「中長期的には廃絶することを目指す」とこと整合をとるべきである。 したがって、「1. フロン類使用見通し」においては、この基本指針に述べられたことを再掲載して、中長期的に廃絶することを目指す」という点までを記載し、廃絶を目指した段階的削減のあるべき中期目標(2020年、2025年)を設定するべきである。 また、「2. フロン類使用合理化計画」においても、フロン類の削減目標として、中長期的な廃絶に向けた計画を示すべきである。</p> <p>【同旨意見がその他1件】</p>	<p>当該判断基準におけるフロン類使用見通しは、指定製品の判断の基準を前提として転換が進んだ場合の製品メーカーによる新規製品向け使用量削減効果、製品転換によるHFC機器の市場ストック量減少を通じた補充量の削減効果及び管理者の判断基準に基づく対策による補充量の削減効果を元に、推計を行いました。基本指針に基づく目指すべき姿を踏まえ、原則として5年おきに策定・見直しを行うこととしており定期的にその内容を見直しを行います。また、改正法第4条第1項においてもフロン類製造業者等の責務として、指針に従って必要な措置を講ずるよう努めることと規定しています。</p>
2	フロン類製造業者関係 (フロン類使用見通し)	<p>(意見の概要) 「フロン類使用見通し」において、主務大臣はフロン類のトレーサビリティを確立すべきである。</p> <p>(意見及び理由) 主務大臣の策定する「フロン類使用見通し」では、現在生産から廃棄までのつながりが把握されず、その結果ストック量、漏洩・排出量、回収量、破壊量の把握ができていない現状を打開し、フロン製造業者が生産したフロン類が、どこに売られてどの機器に充填され、どの回収破壊業者で回収破壊されたかを線でつなげるトレーサビリティを確立すべきである。 この結果は国会、環境大臣に公表するとともに、国民に公表すべきである。 また、次に述べるように製造・輸入業者には製造・輸入・出荷後の報告を求め、生産計画と、出荷後の適性管理まで把握出来るようにすべきである。トレーサビリティがなく、漏洩が把握出来ない「フロン類使用見通し」は、無意味とは言わないが、極めて不十分である。</p>	<p>フロン類使用見通しはフロン類製造業者等がフロン類代替物質の製造など自らのフロン類の使用の合理化に係る取組の進捗を確認度合いの参考とするために策定するためのものであって、フロン類のトレーサビリティを確立するためのものではありません。なお、フロン類の製造等から廃棄に至るまでの過程の把握について、指針4.(4)③に基づき国がシステムの構築を図ることとしています。</p>
3	フロン類製造業者関係 (フロン類使用見通し)	<p>(意見の概要) 「フロン類使用見通し」は単なる予測ではなく、ノンフロン化を計画的に実現したときのストック量、生産量、廃棄量、破壊量としてフロン類全体およびガスごとに算定し、また点検できるようにすべきであること。</p> <p>(意見及び理由) 主務大臣は「フロン類使用見通し」で、ノンフロン化を最大限に進め、使用量・ストック量を最小化し、排出量を最小化する計画にすべきである。 このため、後に述べるように冷媒、断熱材、スプレーについて例外を設けず、ノンフロン化できるものはノンフロン化しないと達成できない基準を定め、目標年度も数年後に定め、フロン類のストック量も、また新規生産量も大きく削減できる2030年迄の毎年の使用量削減計画として「フロン類使用見通し」を定めるべきである。具体的には、2017年にカーエアコン、業務用冷凍空調機器(空調関係以外全て)、家庭用冷蔵庫、家庭用ヒートポンプ給湯器、断熱材、医薬品以外のスプレーは新規製品のフロンはゼロ、漏洩補充用のみとして生産量、ストック量を見通すべきである。 また、次に述べるようにフロン類のトレーサビリティを確立し、フロン類の生産(または輸入)から破壊または漏洩排出または輸出までの流れが線でつながるようにし、製造・輸入業者にはその報告を求め、生産計画と、出荷後の適性管理まで把握出来るようにすべきである。</p>	<p>本判断基準におけるフロン類使用見通しは、指定製品の判断の基準を前提として転換が進んだ場合の製品メーカーによる新規製品向け使用量削減効果、製品転換によるHFC機器の市場ストック量減少を通じた補充量の削減効果及び管理者の判断基準に基づく対策による補充量の削減効果を元に、推計を行ったものであり、フロン類製造業者等が代替物質の製造など自らのフロン類の使用の合理化に係る取組の進捗を確認するために公表するものです。フロン類製造業者等のフロン類の使用の合理化に係る状況については、毎年フロン類出荷相当量等について実績報告を受け、公表することとしており、国において点検を行う仕組みとしています。なお、フロン類の製造等から廃棄に至るまでの過程の把握について、指針4.(4)③に基づき国がシステムの構築を図ることとしています。</p>

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
4	フロン類製造業者関係 (フロン類 使用合理化計画)	<p>(意見の概要) フロン類の製造業者に、輸入販売業者を含める。</p> <p>(意見及び理由) 2010年末、フロン系混合冷媒(通称400番シリーズ)の特許満了後、商社等によるフロンガスの輸入が拡大している。業者対象要件を十分満たす数量を取り扱っており、製造業者と同じ責務が課される必要がある。輸入業者であってもフロン使用合理化計画の策定対象業者であることが求められる。</p> <p>【同旨意見がその他3件】</p>	<p>「製造業者等」の用語は、改正法第2条第7項において定義されており、フロン類若しくはフロン類代替物質を輸入する行為を業として行う者が含まれます。フロン類使用合理化計画の策定を含む、フロン類の製造業者等の判断の基準は、「製造業者等」の義務となるため、輸入業者も対象に含まれます。</p>
5	フロン類製造業者関係 (フロン類 使用合理化計画)	<p>(意見の概要) フロン類出荷相当量の削減目標を補足説明されている、6月27日発行の運用の方針記載のフロン類使用合理化計画記載事項の留意事項に関する解釈の拡大を頂きたい。</p> <p>(意見及び理由) 6月27日発行の運用の方針内で、フロン類使用合理化計画の記載事項の留意事項として、「国内で回収されたフロン類を再生した量は製造量とはみなさない、再生を目的として輸入されたフロン類は、国内におけるフロン類の純増につながることから、輸入量として計算する」という一文がございます。これは再生フロンの生産を製造量として算定しないことで、当該規制フロン類の再生を促進し、新規の製造量の削減を念頭においたものと考えます。 そこで、弊社としましては、「再生を目的として輸出され、再生フロンとして輸入されたフロン類は製造量とはみなされたい」という解釈も成り立つのではないかと考えております。</p> <p>現状、フロンメーカー以外のフロン類受入・再生・破壊処理工場において、HFCフロン類の再生品を高純度、適正混合比で供給することはハードルが高い目標ではないかと思えます。また、高品質の再生品が製造された後も市場の需要に見合うだけの容器を準備しなければ市場で流通できません。各企業において容器への多大な投資は、経営上のリスクを伴う決断となります。そこで、弊社としましては、このようなフロン類受入処理施設と提携することで、集積したHFCフロン類を再生目的で上海の●●●●工場へ輸出し、蒸留再生を行ったうえで再充填禁止容器へ充填することで日本へ再輸入するような仕組みを許容頂けないかと考えています。たとえば、10トンの回収済み冷媒を輸出し、上海工場で蒸留再生を行い、8トンの再生フロン冷媒として国内へ再輸入、再利用できない不純な2トンは中国国内において破壊処理されるといった具合です。 この計画の有意義な点は、 ①国内市場流通用の容器ストック、容器投資から解放されることで再生フロン類市場の需要に対応しやすいこと。 ②上海プラントの充填・ブレンド設備を利用することで、日本国内で集積されたHFCフロン類の積極的な再生利用を促進できること。 ③プラント稼動に要するエネルギーは中国によること。 があげられるかと思えます。</p>	<p>「国内で回収されたフロン類を再生した量は製造量とはみなさない」のは国内で回収されたフロン類を再生した量については国内におけるフロン類ストックの増加に寄与しないためであり、フロン類の再生を促進するため等ではありません。同一者が、①再生を目的として輸出し、②国外で再生した後、③再生フロンとして輸入したフロン類については、①がフロン類の輸出量として、②がフロン類の輸入量としてそれぞれ計上されることとなるため、結果として相殺するものと考えられます。</p>
6	フロン類製造業者関係 (フロン類 使用合理化計画)	<p>(意見概要) フロン類の製造業者はフロン類のフローの根拠として、フロン類出荷相当量の算定式の元となるHFCの種類別製造量、輸入量、輸出量、破壊量、原料用途使用量、試験研究用途使用量を記録し、報告・公表すること。</p> <p>(意見及び理由) フロン類は、出荷後に、どこでどのように大気放出・漏洩がおきているのか態様がつかみにくいことが問題となっていた。そのため今回の法改正の目的の一つにフロンを管理していくことが含まれることになった。しかし、市場に出回ってからの量をフローとして把握しなければ、数字の信頼性を担保できない。そこで、最も川上であるフロンの製造段階からの量が把握される必要がある。 今回の案では、資料1の3. フロン類の製造業者等の責務について、製造量から出荷量を差し引いた量が「フロン類出荷量相当量」として報告されることになっており、さらにGWP値まで乗じることになっているので、これでは客観的にそのフローを把握することができない。フロン類製造業者の責務として、HFCの種類別製造量、輸入量、輸出量、破壊量、原料用途使用量、試験研究用途使用量までが報告・公表されるべきである。</p> <p>【同旨意見がその他1件】</p>	<p>フロン類製造業者等の出荷状況については、改正法第91条(報告の徴収)の規定に基づき、毎年報告を受け、公表することとしています。報告・公表にあたっては事業者ごとの主要取扱品目別の内訳等を把握しつつ、個別のフロン類の製造数量等が日本のみで公表されることによる競争上の影響に留意して、評価、公表することとしています。フロン類出荷量相当量は、実質的に国内で冷媒等として使用されることとなるフロン類であるため、フロン類の国内フローを客観的に把握することは可能であると考えます。なお、フロン類の製造等から廃棄に至るまでの過程の把握について、指針4.(4)③に基づき国がシステムの構築を図ることとしています。</p>

No.	意見区分	提 出 意 見	御意見等に対する考え方
7	フロン類製造業者関係 (フロン類 使用合理化計画)	<p>(意見の概要) 「フロン類使用合理化計画」において、フロン類製造業者、フロン類輸入業者には、生産(又は輸入)、使用、回収、破壊に至るトレーサビリティ確立を義務づけるべきである。</p> <p>(意見及び理由) 「フロン類使用合理化計画」では、生産から廃棄までのトレーサビリティが確立すれば極めて正確な合理化計画になり、それがなければ漏洩、回収、廃棄が不明確で、不十分な計画にしかならない。フロン類製造業者、フロン類輸入業者には、何年生産のガス種何トンが工場で何トン漏洩し、または、どこに何トン出荷され、そこで使用中に何トン漏洩し、設備廃棄時に何トン回収され、何トン漏洩し、回収されたフロン類が何トン破壊された、というように生産から漏洩または破壊までの一連の流れがガス種、生産年ごとに全てつながりをもって把握できるように記録させるとともに、国会、経済産業大臣、環境大臣に報告させるべきである。国会、経済産業大臣、環境大臣はこれを国民に公表すべきである。これにより、「フロン類使用合理化計画」が中身のあるものになり、また適性管理ができていないか、どの用途において漏洩排出が多く問題が大きいのかも同時に把握できる。</p>	<p>「フロン類製造業者等の判断の基準」は、改正法の規定上、「フロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置」に関して定めるものであり、「フロン類の使用合理化」とは、フロン類代替物質の製造等によりフロン類の使用を抑制することを指すことから、同判断基準において、フロン類製造業者等に対して、自らが出荷したフロン類にの回収・破壊等に係る責任を求めることは想定されていません。なお、フロン類の製造等から廃棄に至るまでの過程の把握について、指針4.(4)③に基づき国がシステムの構築を図ることとしています。</p>
8	フロン類製造業者関係 (フロン類 使用合理化計画)	<p>(意見の概要) フロン類製造業者等の「フロン類使用合理化計画」および実施状況は単に記録するだけでなく、公表すべきである。</p> <p>(意見及び理由) フロン類製造業者等の「フロン類使用合理化計画」および実施状況は、単に記録するだけでなく、国会、経済産業大臣、環境大臣に報告させ、また国民にも公表すべきである。</p>	<p>フロン類使用合理化計画の策定状況及び同計画の取組状況については、改正法第91条(報告の徴収)の規定に基づき、フロン類製造業者等に対して報告を求めるとともに、審議会において専門家の意見を聞きつつ、当該内容について評価を行い、公表することとしています。</p>
9	フロン類製造業者関係 (フロン類 使用合理化計画)	<p>(意見の概要) 「フロン類使用合理化計画」において、フロン類製造業者、フロン類輸入業者は、ノンフロン化を最大限に達成する前提で生産または輸入見通しを策定すべきである。</p> <p>(意見及び理由) 「フロン類使用合理化計画」はノンフロン化を最大限に進め、使用量・ストック量を最小化し、排出量を最小化する計画であることを国が明確に位置づけ、その上でフロン類製造業者、フロン類輸入業者に義務づけ、策定させ、国会、経済産業大臣、環境大臣に報告させるべきである。環境大臣に報告させるべきである。国会、経済産業大臣、環境大臣はこれを国民に公表すべきである。</p>	<p>フロン類使用合理化計画の策定状況及び同計画の取組状況については、改正法第91条(報告の徴収)の規定に基づき、フロン類製造業者等に対して報告を求めるとともに、審議会において専門家の意見を聞きつつ、当該内容について評価を行い、公表することとしています。その際、主務大臣はフロン類製造業者等が策定した計画に係る削減目標の合計値がフロン類使用見通しを超えるものとならないよう、フロン類の製造及び輸出入の状況等を勘案して、必要な情報の提供及び改正法の規定に基づく指導・助言等を行うこととしています。</p>

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
10	フロン類製造業者関係 (フロン類 使用合理化計画)	<p>(意見の概要) 上記当該項目におけるフロン類使用合理化計画に記載されている取組事項の解釈に、日本国内での取組に限定されない、国際的なフロン類の回収・再生・破壊に関する活動も付加して頂きたい</p> <p>(意見及び理由) 弊社●●●●の天津工場は、中国国内第1号のフロン類破壊・再資源化事業所として、中国事業所在地のODS(オゾン層破壊物質規制)担当省認可を得ております。現在、回収されたフロン類の破壊及び再生処理は、経済産業省・環境省大臣の許可を得た国内事業所のみが対象とされていますが、弊社としては、国内においてしかるべき手続きを経たのちにこの、「●●●●天津工場」についてフロン類破壊・再資源化の受入先として許認可頂き、日本国内で不要となる廃HFCフロン類を積極的に集め、天津工場に輸出し、再資源化処理を行いたいという考えです。</p> <p>受け入れたフロン類は、蒸留再生されたのち、HFCフロン類の原料として中国国内外市場で冷媒として再利用されるほか、建築現場における発砲剤用フロンとして転用されます。</p> <p>この計画は、単にフロン類出荷相当量の算定上、輸出・破壊量といった控除項目量を増加させるのみならず、本来ならフロン類の処理のために国内プラントの稼働等で排出されるCO2も中国側へ持出し得るので、CO2削減という観点では大変有意義ではないかと考える次第です。</p> <p>事例として、欧州ベルギーに本拠を持ち、欧州7か所にプラント拠点を有する●●●●という、フロン類の破壊・再生処理を事業とする大規模な企業がございます。欧州では、再生されたHCFC・HFC類も今後は使用不可となるため、回収後のフロン類は破壊処理をする以外に、行き場を失った状況になっております。そこでクリマライフは欧州内で集めたHCFC・HFC フロン類を中国へ輸出し、中国国内・またはアジア・アフリカ圏域で使用するようなフロン類の資源有効利用を国際的な取り組みを行う方向へ事業を展開しております。もちろん各国関係機関と連動してのことです。現在、●●●●も●●●●の中国でのフロン類受入提携先です。</p> <p>現在、日本で使用するフロン類の新規製造品は、原料産出の都合上、国外特に中国より輸入されるものがほとんどかと思っております。現在、GWPの低減化に向けて議論されておりますHFCフロン類は中国からやってくる、といっても過言ではないかと思っております。そうして国内へ輸入・消費され、不要となったフロン類をいざ処理する段階で、国内だけの処理施設でしか処理できない物質と規定してしまう以外にも、産出国へ返送し、産出国のエネルギーをもって、国際的なフロン類の規定枠内で常識的に処理を行い、再資源化され、その後、日本では規制対象ではあるが、まだまだ需要のある地域へ向けて供給されることで、国際的なフロン類資源の有効利用という、大きなフロン類循環の一端を担うというような選択肢が用意されていてもいいのではないかとというのが私たちの意見です。</p> <p>上記のような観点で弊社の提案をまとめますと、資料1 2. フロン類使用合理化計画(2)－(ウ)におけるフロン類の回収並びに再生及び破壊に係る取組に関する項目に、国際的な取り組みを含んだ視点によって、各国のオゾン層破壊物質規制担当省の許認可を得た工場(輸出後に大気放出等がなされないために)への、フロン類輸出による破壊・再資源化処理を行い、たとえばその受入証明及び処理証明をもって、当該取組の対象となるような指針を、当該資料1内、若しくは6月27日発行のフロン類製造時業者等の判断の基準の概要及び運用の指針内等にて付加頂きたいというものです。</p>	<p>フロン類使用合理化計画においては、国内におけるフロン類の回収・破壊・再生に係る取組に関する事項を記載することとしておりますが、御意見のような取組の成果が、国内における取組にも波及することが期待されるため、国際的な活動についても当該項目において記載していただくことができます。</p>
11	フロン類製造業者関係 (フロン類の 製造業者等の責務)	<p>(意見の概要) 低GWP製品開発に伴う普及促進施策について</p> <p>(意見及び理由) (1)フロン類使用製品の製造業者等と連携し、安全性、経済性、環境影響等に配慮しつつ、オゾン層破壊効果や地球温暖化効果の低減に資するフロン類代替物質の開発及び商品化当該物質及び当該物質の使用に係わる安全性評価並びに当該物質を使用した製品の性能評価につとめること。 と記述されております。 フロン類製造会社が低GWP媒体を開発した場合には、できるだけ早く温暖化効果を少なくするために低GWP媒体の普及促進施策を検討していただきたいと考えます。 (製品区分におけるGWP目標値と目標年度のスケジュール前倒しなど)</p>	<p>経済産業省において、低GWP・ノンフロン機器の開発や実証事業等の政策支援を行っているところであり、引き続き、今後の政策展開において、こうした意見があったことを十分に踏まえてまいります。</p>

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
12	フロン類製造業者関係 (フロン類の製造業者等の責務)	<p>(ご意見と理由)</p> <p>改正フロン法第一条の目的では、「人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中へ御排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理署の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」とされています。</p> <p>法第一条で重要とされている積極的な取り組みが、今回の案に反映されているかという観点から、以下のような修正を提案いたします。</p> <p>資料1-2の2頁の「3. フロン類製造業者の責務」に、「(1)フロン類使用製品の製造業者等と連携し、(中略)オゾン層破壊効果や地球温暖化効果の低減に資するフロン類代替物質の開発及び商品化、(中略)性能評価に努めること。」となっています。環境影響の小さい代替物質の開発がフロン類生業者としては当然の責務であると思いますが、環境影響の小さい代替物質を開発してもそれが有効に使用されるためには、フロン類使用製品の製造業者による評価や商品化の検討が不可欠であり、フロン類製造業者が単独では成しえないことです。</p> <p>一方、フロン類使用製品の製造業者が、環境影響の小さい代替物質の開発を行うべきとされているのは、資料2の7頁「IV 指定製品の製造業者等が取り組むべき事項について」に、「○指定製品の製造事業者等は、フロン類の製造業者や(中略)ノンフロン製品や低GWP製品の開発・商品化に努める。」とありますが、この項自体が「3. 指定製品製造業者等の判断の基準となるべき事項等」の下にあり、目標年に目標値を上回らないようにするための開発・商品化を意味しています。</p> <p>フロン類製造業者が、例えば目標値の50%以下のGWPが著しく低いフロン類代替物質を開発しても、指定製品の製造業者がそれを用いた開発・商品化を行うことには結びつかず、GWPが著しく低い代替物質の実用化のきっかけにはなりません。</p> <p>これでは、各指定製品が目標年度に目標値を達成し、次の目標年度や目標値が設定されてから、指定製品製造業者がその目標に向けた冷媒選定・開発から検討を始めることになり、次の目標年度を遅らせる原因となることは、資料2の別紙3に示されている今回の目標年度の設定理由から明らかです。</p> <p>そのため、資料4に新たな項目を追加するなどして、指定製品製造業者の責務として、フロン類製造業者によりGWPが著しく低い代替物質が開発された場合には、積極的に機器開発の検討や商品化に取り組むことを追加していただきたいと思えます。</p> <p>さらに、その指定製品製造業者の検討結果が実質的な地球温暖化の防止により有用に使用できるように、資料4の2頁「V 判断基準の見直しについて」に、指定製品製造業者の検討の結果としてGWPが著しく低い代替物質を用いた指定製品が開発された場合、判断基準の見直しを検討し、必要に応じて見直すこと。」を追加し、より明確な表現にさせていただきたいと思えます。</p>	<p>「3. 指定製品製造業者等の判断の基準となるべき事項等」の下にある「○指定製品の製造事業者等は、フロン類の製造業者や(中略)ノンフロン製品や低GWP製品の開発・商品化に努める。」の記載は、目標年に目標値を上回らないようにするための開発・商品化のみならず、目標値を大きく下回る製品の開発・商品化にも積極的に努めるべきことをも意味しています。</p> <p>また、指針4.(1)②において、「指定製品及び特定製品の製造業者は、フロン類の製造業者(中略)と連携し、安全性、経済性、性能等を確保したノンフロン製品及び低GWP製品の技術開発及び製品化を行うように努める。」としており、指定製品の製造業者のみならず特定製品の製造業者に対しても技術開発及び商品化に関する努力義務を課しています。</p> <p>また、改正法第9条第2項において、フロン類製造業者等の判断の基準はフロン類代替物質の開発の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものと定められています。</p>
13	フロン類製造業者関係 (フロン類の製造業者等の責務)	<p>(意見の概要)</p> <p>フロン類製造業者等の責務に追加し、出荷したフロン類の廃棄に至るまでの追跡把握・記帳をし、国会、経済産業大臣、環境大臣に報告することを義務づけるべきである。</p> <p>(意見及び理由)</p> <p>フロン類製造業者等の責務に1項目を追加し、フロン類製造業者等は、自ら何年生産または輸入し、出荷したガス種何トンが工場何トン漏洩またはどこに何トン出荷され、そこで使用中に何トン漏洩し、設備廃棄時に何トン回収され、何トン漏洩し、回収されたフロン類が何トン破壊された、というように生産から漏洩または破壊までの一連の流れがガス種、生産年ごとに全てつながりをもって把握できるように記録させるとともに、国会、経済産業大臣、環境大臣に報告させるべきである。また、国会、経済産業大臣、環境大臣にはこれを国民に公表すべきである。</p>	<p>フロン類の製造等から廃棄に至るまでの過程の把握について、指針4.(4)③に基づき国がシステムの構築を図ることとしています。</p>
14	フロン類製造業者関係 (フロン類の製造業者等の責務)	<p>(意見の概要)</p> <p>3. フロン類の製造業者等の責務の(4)に「技術的かつ経済的に可能な範囲でフロン類の再生技術の向上その他フロン類の回収、再生及び破壊に係るシステムの高度化に取り組むよう努めること。」とある。これを促進する為、第7条認定をすべての県で取得可能な状態にしたい。</p> <p>(意見及び理由)</p> <p>当該県内には現状フロン類再生プラントが無く、またこれから自前で再生プラントを構築しても採算の見通しが立たない。今後「製造者の責務」を踏まえフロン類の回収に積極的に取り組むため、回収したフロン類を近接県のプラントに移送して再生しようと考えている。</p> <p>近接県で再生する為には、輸送コストを抑えるため大きな容器に入れ替えて運ぶ必要がある。また再生完了までに時間がかかるので受け入れた時点で回収業者に対して速やかな「適正処理証明書」の発行が不可欠である。しかしながら当該県は第7条認定を現状では一切認めていない。破壊から再生への流れを促進するならば、第7条認定を条件が整えば認めるよう県に通達を出して頂きたい。</p>	<p>今後の政策展開において、こうした意見があったことを十分に踏まえてまいります。</p>

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
15	フロン類製造業者関係 (フロン類の製造業者等の責務)	(意見の概要) 高圧ガス保安法遵守に“空容器等の適切な処分”を明記する。 (意見及び理由) 輸入業者による再充填禁止容器の廃棄・残ガス処理管理がなされていないという現状から、その法的義務遵守を求めするために容器・残ガス処分を明示すべきである。	高圧ガス保安法その他の関連法令については、当該法令本来の効果により、本判断基準に記載するか否かに関わらず、遵守する必要があります。 なお、使用済みの再充填禁止容器の回収及び廃棄、当該容器内に残ったフロン類については、フロン類の持つ強い地球温暖化効果を考慮して、環境上適正な方法で処理されることが望ましいと考えております。
16	フロン類製造業者関係 (指定製品製造業者等の判断の基準策定 (判断基準の見直し))	(意見の概要) 遅滞なき判断基準の見直し (意見及び理由) モントリオール議定書における北米提案などが、採択され、批准となった場合、時をおかず、迅速に法改正により対応すべきである。 【同旨意見がその他1件】	「4. 判断基準の見直し」において、フロン類使用見通しを大幅に上回ってフロン類の使用の合理化が進展することが確実であると見込まれる場合、若しくは、本法に基づく取組以外の要因でフロン類の需給又はフロン類の使用の合理化に係る規制に関する国際的動向その他の事情に著しい変動を生じた場合において、必要があると認めるときは本判断の基準に検討を加え、必要な改定をすることとしております。
17	フロン類製造業者関係 (フロン類出荷相当量の算定式)	(意見及び理由) 「フロン類の使用の合理化に関するフロン類製造業者等の判断の基準(素案)」の3ページにある算定式「 $R = \sum (A_i + B_i - C_i - D_i - E_i - F_i) \times G_i$ 」を「 $R = \sum (A_i + B_i - C_i - D_i) \times G_i$ 」と変更すべきです。 フロン類の製造業者等が、確実に原料用途や試験研究用途として使われたかどうか確認・捕捉することはできず、不確実であるため、原料用途や試験研究用途も含めてフロン類使用見通しやフロン類使用合理化計画に位置づけることが適当です。	フロン類製造業者等の判断基準1.(5)において、「フロン類の製造業者等は、フロン類使用合理化計画の実施の状況について、記録を行う」ことを求めており、立入検査等の実施により、原料用途や試験研究用途として使われたかどうか確認・捕捉することは可能と考えております。なお、改正法第107条により、法第91条(報告の徴収)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者や、法第92条の規定による立入検査等を妨害・拒否する者は、20万円以下の罰金に処せられます。
18	フロン類製造業者関係 (フロン類出荷相当量の算定式)	(意見の概要) 半導体ドライエッチングガス用いられているHFCは、分解させて使用するため、使用後はHFCとして存在しない。それ故、フロン類出荷相当量の算定式から原料用と同様に除外するように要望する。 (意見及び理由) フロン類出荷相当量の式において、ガスを分解させて他の物質に変えるもの(原料用)はフロン類出荷相当量の算定式から除外になっている。半導体製造のドライエッチング工程で使用するHFCも、プラズマでHFCを分解させて使用しており、フロン類出荷相当量の算定式から排除されるように修正して頂きたい。 このため、例えば、フロン類出荷相当量の式において、除算する項(Hi)を追加して、Hiは算定期間におけるHFCの種類別の半導体製造使用量(使用時に分解され、未分解物はすべて破壊されるものに限る。)と定義する。 あるいは、ドライエッチングガスを化学物質として読む前提で、Eiの定義を「算定期間におけるHFCの種類別の原料用途使用量(自社が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等するもの、又は、他社が他の化学物質の製造のための原料等として使用するために製造等し、当該他社に譲渡等するものをいう。)」として、半導体用途のHFC量をフロン類出荷相当量から外していただくよう要望する。	出荷したフロン類が、出荷先事業者において半導体エッチング等の分解用途に用いられることが確実であること及び分解されなかったフロン類の回収・破壊が適切に行われることが担保されることを条件として、当該用途分に出荷される量を除外することができることとします。

No.	意見区分	提 出 意 見	御意見等に対する考え方
19	フロン類製造業者関係 (フロン類製造業者等の定義について)	<p>(意見の概要) フロン類製造業者等の定義について詳しい判断基準を提示してほしい。</p> <p>(意見及び理由) 来年以降フロン類製造業者等に新規参入しようとする業者はどのように扱われるのか。 例えば新たにフロン類の輸入を試みようとする業者が現れた場合、過去の実績が無いので削減目標の設定は不可能ではないか。 ということはフロン類の輸入そのものが禁止され、来年度以降の新規参入は出来ないのか。 また既存輸入業者の過去の実績は、どの時期をもって今後の削減目標の合理的な基準にするのか開示してほしい。 また輸入業者毎に参入時期、事業規模は千差万別である。 特に規模の小さい業者は仕入が売上に準拠し、輸入量の変動が大きいので、場合によっては年度をまたぐケースも発生すると思われる。 そうした場合の判断基準を開示してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、既存輸入業者には「削減目標」を、新規参入者には今後の「制限目標」を記載していただくことと致します。 また、年度をまたぐケースがある場合も含め、「必要に応じて、目標年度単年だけでなく、目標年度前後複数年の平均値等により評価を行うことも検討することとしております。</p>
20	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) 指定製品がHFCの全排出量の何パーセントをカバーしているのか明らかにしてほしい。</p> <p>(意見及び理由) 2012年度の我が国の温室効果ガス排出量は、13億4300万トンでした。そのうち、HFCの排出量は2290万トン、率にして1.7%と低いにもかかわらず、今回の法改正では転換が困難な製品を除き、排出量比率の低い製品を含め、規制対象にされようとしています。 温室効果ガスの排出を抑制するため、なるべく多くの製品を規制対象にしたいとお考えと思いますが、例えば、省エネ法のトップランナーの家庭部門におけるカバー率は70%です。今回の法改正で、指定製品はHFCの全排出量の何パーセントをカバーしているのかご教示ください。</p>	<p>今回指定する指定製品による我が国におけるフロン類使用製品からのHFC総排出量に対する割合は、フロン類使用製品の製造業者等における製品の出荷状況等から6割程度を見込んでいます。</p>
21	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) 指定製品の対象要件として、ストックはフロン類使用量の0.1%、フローも出荷相当量の0.1%とすべきである。</p> <p>(意見及び理由) 2012年度の全温室効果ガス排出量の内、HFCが占める割合は約1.7%です。指定製品の対象要件として、ストック5万トン-CO2、フロー1万トン-CO2が記されていますが、ストック5万トン-CO2は市中稼働機器へのフロン類使用量約4億1000万トン-CO2(4/24フロン類等対策WG資料2-2 P1.2より)の0.012%、フロー1万トン-CO2はHFC出荷相当量約5000万トン-CO2(6/27フロン類等対策WG資料1-1 P5より)の0.02%にすぎません。 第5回フロン類等対策WGの議事録を拝見しますと、フロー1万トン-CO2とした理由として、フロンは温室効果が高く、中長期的に廃絶するため、原油換算1万キロリットルのCO2換算2万トンより低い値を設定した旨が書かれています。しかし、2012年度のフロン類が全温室効果ガスに占める割合は約1.7%程度であり、全温室効果ガス排出量の89.9%を占めるエネルギー起源のCO2よりはるかに排出量が少ないにもかかわらず、厳しいフロー要件を設定する必要はないと考えます。 また、評価実施時期が平成25年10月の「エネルギー消費効率の向上を義務付ける対象品目の追加を行う規制の影響の事前評価書」には、ストック要件である普及台数は100万台程度と書かれています。 以上のことから、全温室効果ガスの内、HFCが占める割合が約1.7%と低いにもかかわらず、ストック5万トン-CO2、フロー1万トン-CO2を設けるのは、適切でないと考えます。 今回の法改正では、勧告・命令の対象となる製造・輸入業者は、出荷台数の0.1%です。ストック要件、フロー要件とも、まずは2012年度の市中稼働機器へのフロン類使用量、HFC出荷相当量の0.1%相当の数値を設定され、状況を見て見直しされることを提案します。 今回、指定製品の対象となった製品の内、ストック、フローとも0.1%に満たない製品があるかもしれませんが、技術的に転換可能であれば、地球温暖化防止の観点から転換を進めるべきであり、指定製品の対象とされることに異を唱えるものではございません。</p>	<p>温室効果ガスのうち、フロン類については、使用するフロン類を転換することにより、中長期的に廃絶していくことが、世界的な方針であり、この目標に向けて各国が様々な取組を行っています。したがって、全温室効果ガスに占めるフロン類の割合が少ないからと言って、要件を緩める理由にはならず、法律改正の趣旨や、類似制度の考え方を踏まえ、フロー1万トン-CO2、ストック5万トン-CO2、という要件を設定しています。</p>

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
22	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) ノンフロン化等を図る「指定製品」(フロン法第2条第2項)の対象要件のひとつ「フロー要件」は、1万t-CO2程度と大きな裾切値を設定せず、もっと小さな値、例えば500トンにすること。</p> <p>(意見及び理由) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に定めるノンフロン化等(役所説明資料では低GWP化も)対象機器である「指定製品」の対象を定める要件のひとつが、フロン類の年消費量「フロー要件」である。 案ではこの要件が1万t-CO2とあるが、例えばこの3割が製造時・使用時・廃棄時に漏れると年に3000t-CO2の排出になり、エネルギー起源CO2で言えば省エネ法2種指定工場相当の巨大な排出になる。しかも、フロン類の場合は、全排出の中でも10~20年後に製品が廃棄される際にまとまった量が排出される可能性があり、排出削減には使用時のフローの排出が中心のガス(エネルギー起源CO2など)よりも早期の対策、製品設計や使用ガスの変更が必要である。 対策を早くから準備するため、「指定製品」の要件はできるだけ小さなものも含むように定め、比較的小さなものも対策を講じる仕組みにすることが望ましい。 なお、現在フロン類を使用していない用途は現状の冷媒・物質値(GWP=1など)を基準値にし、将来わざわざフロン類を使用する製品を新たに製造あるいは輸入することが絶対にならないようにすべきである。</p> <p>【同旨意見がその他1件】</p>	<p>温室効果ガスのうち、フロン類については、使用するフロン類を転換することにより、中長期的に廃絶していくことが、世界的な方針であり、この目標に向けて各国が様々な取組を行っています。この流れを国内に取り入れるため、今回、フロン法の改正が行われましたが、新たな規制を講じるにあたっては、国内における影響の大きな分野から順に行っていくべきであると考えます。従って、フロー要件、ストック要件を設定し、順次、使用するフロン類の転換を促す制度としています。この転換により培われた様々な技術開発の成果が、使用するフロン類の量やストック量の少ない分野にも波及し、転換の効果が段階的に各製品に波及していくことが期待されます。</p>
23	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) ノンフロン化等を図る「指定製品」の対象要件である「フロー要件」、「ストック要件」について現状でフロン類を使用していない用途は現状の冷媒・物質値(GWP=1など)を基準値にすること。</p> <p>(意見及び理由) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に定めるノンフロン化等(役所説明資料では低GWP化も)対象機器である「指定製品」の対象を定める要件として、フロン類の年消費量「フロー要件」、フロンストック量「ストック要件」を定めることになっている。これでは、現状でノンフロン化がほぼ終了、あるいはフロン類が使われていない用途は自動的に適用除外になる。 例えば家庭用ヒートポンプでは現在フロン類は使われていないのでこのままでは適用除外だが、実際には一部メーカーがHFC32の使用を検討しており、地球温暖化対策、ノンフロン化の流れに逆行している。今の経産省の方針では、こうした逆行する商行為については「想定外」なのか見て見ぬふりなのか、未然防止できず、問題である。 現在フロン類を使用していない用途は現状の冷媒・物質値(GWP=1など)を基準値にし、将来わざわざフロン類を使用する製品を新たに製造あるいは輸入することが絶対にならないようにすべきである。</p> <p>【同旨意見がその他1件】</p>	<p>指定製品の製造業者等が取り組むべき事項として、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないこと(低GWP・ノンフロン)を達成した商品群については、その状態を維持することを求めています。また、御意見のような製品が、フロー要件及びストック要件を満たした際には指定製品の対象化について検討を行うこととしています。</p>
24	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) ノンフロン化等を図る「指定製品」の対象要件「フロー要件」、「ストック要件」は、フロン類使用製品については大きさや各種機能で細分化せず、大きな範囲で定めること。</p> <p>(意見及び理由) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に定めるノンフロン化等(役所説明資料では低GWP化も)対象機器である「指定製品」の対象を定める要件として、フロン類の年消費量「フロー要件」、フロンストック量「ストック要件」を定めることになっている。この時のフローとストックの要件に当該製品が該当するかの判断にあたっては、同種の機器・製品を大きさや機能により細分化して要件外とすることなく、ユーザーにとって同じ目的のものはひとまとめにすべきである。 なお、現在フロン類を使用していない用途は現状の冷媒・物質値(GWP=1など)を基準値にし、将来わざわざフロン類を使用する製品を新たに製造あるいは輸入することが絶対にならないようにすべきである。</p>	<p>指定製品の対象化の検討では、改正法第2条第2項の指定製品の指定要件を満たす製品区分の全てについて判断基準を定めることを方針としつつ、安全性、経済性、性能などを踏まえて判断する必要があり、適切な区分・範囲において指定製品化を行うことについて検討する必要があると考えています。</p>

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
25	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) 指定製品要件の「フロン類」は今のモントリオール議定書・京都議定書対象だけでなく今後開発されるフッ素を含む化学物質全体の時系列での最大値とすること。GWP値はIPCC報告になくても暫定値で定めること。</p> <p>(意見及び理由) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に定めるノンフロン化等対象機器である「指定製品」の対象要件として、フロン類の年消費量、フロン類のストック量を定めることになっている。 この時の「フロン類」は、現在のモントリオール議定書規制対象、京都議定書対象(HFC、PFC、SF6、NF3)だけでなく、HFEなどの炭素とフッ素を含む人工化学物質全体とし、今後開発されるものも、開発された時点で自動的に含めるルールとすべきである。 また、GWPがIPCC報告に掲載されるまで「ゼロ」とみなして事実上対象外としてしまうのではなく、各種性能試験などをもとに暫定値を定めるべきである。 徐々にノンフロン化が進行して途中年度で要件を下回るような場合に、そこで打ち切りとせず、過去の最大値を要件とし、全製品がノンフロン化するまで継続して取り組むべきである。 なお、現在フロン類を使用していない用途は現状の冷媒・物質値(GWP=1など)を基準値にし、将来わざわざフロン類を使用する製品を新たに製造あるいは輸入することが絶対にならないようにすべきである。</p>	<p>改正法におけるフロン類はCFC、HCFC、HFCと定めており、これらの地球温暖化係数(国際的に認められた知見に基づいた値を定めることとして)の高いフロン類からの転換により地球温暖化の防止等を図ることを目的としており、地球温暖化係数が低いフッ素化合物(いわゆるHFOなど)への転換を一律に否定するものでないと考え、代替技術として安全性、経済性、性能等を勘案して検討する必要があると考えています。</p>
26	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) ノンフロン化等を図る「指定製品」(フロン法第2条第2項)の対象要件のひとつ「転換候補となる代替技術があること」を削除すべきこと</p> <p>(意見及び理由) 案では、ノンフロン化等を図る「指定製品」の対象要件の1つは「転換候補となる代替技術があること」とあり、「ない」という結論になる場合には未来永劫フロン類を使用、つまり排出し、地球環境破壊を続けてよいことになっている。これでは可燃性ガスや毒性のある物質も含めて熱心に代替物質に取り組んだ業界に転換義務が課され、地球環境の保全に熱心でなく代替技術開発の低調な業界には義務が生じないというモラルハザードを招くことになる。 「代替技術」を要件にしてしまい、結果的に地球環境破壊を業界の既得権にしないため、GWPのレベルごとにフロン類使用期間を定めるべきである。</p> <p>【同旨意見がその他3件】</p>	<p>改正法において指定製品とは、「フロン類使用製品のうち、特定製品その他我が国において大量にしようされ、かつ、相当量のフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるもの」とされていることから、安全性、経済性、性能、新たな技術開発・商品化の見通しに留意して代替技術の有無を、政府及び有識者が判断することとしています。転換候補となる代替技術の見通しが不明な中で、規制のみを行うことは、過度な規制となると考えます。</p>
27	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) US EPA SNAP delistingに合わせ自動車用冷媒転換を2020年とする。</p> <p>(意見及び理由) US EPA SNAP Delistingが正式に提案され、規則として登録された。自動車用冷媒は、2020年末で134aを禁止し、同時にUSからの輸出車、USへの輸入車にも同じ規制を課す。Arm length policy、競争上の不利益とならぬよう、また、自動車工業の先進性維持のためにも規制目標年度を合わせるべきである。</p>	<p>米国SNAP改正案については、現在、パブリックコメント期間中であると理解しています。自動車用エアコンディショナーの目標年については、2014年を基準年として、使用設計等に3年、機種展開に6年程度要するという考え方に基づき、2023年としたものです。今後、指定製品について、見直しの検討をする場合に備えて、米国SNAPの動向や、他国の規制動向を注視し、周辺情報の収集等につとめてまいります。</p>
28	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) US EPA SNAP delistingの自動車用冷媒、ウレタン発泡規制年限・対象を省令に取り込む。</p> <p>(意見及び理由) US EPA SNAP Delistingが正式に提案され、規則として登録された。HFCの用途制限を課している。今回の法改正における自動車用冷媒、やウレタン発泡など、いくつかの分野で本邦規制よりも早く規制を課しているが、十分ぎょうかいとのひやりんぐに基づく規制であるとのことで、改正フロン法でも競争上の観点から目標年度の前倒しが必要である。</p>	<p>米国SNAP改正案については、現在、パブリックコメント期間中であると理解しています。ウレタン発泡規制年限については、①現在、国内においてJIS化に向けた検討中であること、②製品流通に5～6年程度要すること、を踏まえ、2020年としています。国内において、転換した商品が流通する環境にない状態で、目標年度の前倒しを行うことは、過度な規制につながると考えます。</p>

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
29	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) 家庭用エアコンは、適用除外機種を定めることなく全てについて判断基準を決めるべきである。</p> <p>(意見及び理由) 家庭用エアコンディショナーは ・室内機が床置形のもの ・家庭用の分離型であって1の室外機に2以上の室内機を接続して用いる構造のもの(家庭用マルチエアコンディショナー) ・専ら除湿・加湿又は乾燥をするために設計されたもの(空気清浄機能を有するものを含む)(除湿機、加湿機、浴室乾燥機等) ・高气密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ換気装置と連動した制御を行う構造のもの(全館空調) ・一体型で窓又は壁を貫通して設置される構造のもの(ウインド形、ウォールスルー形) を基準の適用除外としている。除外理由は出荷台数の多い装置とタイプが違うこと、例えば「床置形」は「冷媒が漏えいした場合、冷媒が床付近に滞留して拡散しにくい」と、壁掛形とは別途の微燃性冷媒使用に係る安全性評価の実施が必要、「マルチエアコンディショナー」はシングルタイプよりも冷媒充填量が多いため、シングルタイプとは別途の微燃性冷媒使用に係る安全性評価の実施が必要などとしている。その装置を使用し続けなければならない明確な理由を示すわけでもなく、例えば「マルチエアコンディショナー」での理由のように量が多いから除外などという環境負荷をいわずに増やすだけの運営方針で基準作りを行うのは極めて問題である。 当該機器では原則として適用除外は設けず、仮に設ける場合には、適用除外の要件として、出荷台数の多い装置では代替できないことを客観的に示すことが必要である。また当該小分類機種が出荷台数の多い装置に代替するのが不可能だったとしても、出荷台数の多い装置に比べてノンフロン化が著しく困難な理由を第三者の検証に耐えるように客観的に示すことが必要である。</p> <p>【同旨意見がその他7件】</p>	<p>指定製品の対象化の検討では、改正法第2条第2項の指定製品の指定要件を満たす製品区分の全てについて判断基準を定めることを方針としつつ、安全性、経済性、性能などを踏まえて判断する必要があり、適切な区分・範囲において指定製品化を行うことについて検討する必要があると考えています。 なお、本資料P.10以降の「指定製品の対象について」に記載の理由により、これらの製品については現時点においては適用除外としています。</p>
30	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) ノンフロン化が進んでいる家庭用冷凍冷蔵機器、自動販売機(冷凍冷蔵機能を有するもの)も基準を定め、基準値は今の「トップランナー冷媒」とすること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、ノンフロン化が進んでいる家庭用冷凍冷蔵機器、自動販売機(冷凍冷蔵機能を有するもの)を適用除外とし、代替技術が確立しているにもかかわらずフロン類使用製品を製造または輸入する商行為を結果的に放置容認し、問題である。 家庭用冷凍冷蔵機器、自動販売機についても基準を定め、基準値は今の「トップランナー冷媒」、イソブタンのGWP=3などとし、フロン類使用機器の製造輸入をさせないことが必要である。</p>	<p>指定製品の対象化の検討では、判断の基準策定に係る基本的考え方に基づき検討を行い、適切な範囲において指定製品化を行うこととしており、家庭用冷蔵庫及び自動販売機については基本的考え方における要件に該当しないことから、本法における指定製品から除外しています。 また、指定製品の製造業者等が取り組むべき事項として、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないこと(低GWP・ノンフロン)を達成した商品群については、その状態を維持することを求めています。</p>

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
31	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見概要) 今回の対象製品の種類が極めて限定的で、多くの製品が対象外とされて問題である。同じ機器でも用途によって対象の有無が分かれるため混乱も起きやすい。技術的にノンフロン化できるものはすべて対象とすべき。</p> <p>(意見及び理由) 「改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について中間とりまとめ(案)」(以下、「中間とりまとめ」という)では、2. 指定製品の対象として、家庭用エアコンディショナー、3冷凍トン以上の店舗・オフィスエアコンディショナー、自動車用エアコンディショナー(乗用車に限る)、一部のコンデンシングユニットと定置式冷凍冷蔵ユニット、改築・増築時の中央方式冷凍冷蔵機器、住宅用硬質ウレタンフォーム、噴霧器のみ、と限定的である。</p> <p>(1)空調機器 ・家庭用エアコンと店舗・オフィス用エアコンの区別はどこで使われるかによるので、店舗・オフィス用「3冷凍トン以下」を対象外とした場合に、家庭用との区別が不明確になる。したがって、エアコンディショナーはすべて対象とするべきである。 特に業務用エアコンを「3冷凍トン以下」を対象外とした場合に、店舗やオフィスに設置するエアコンが、高GWPの3冷凍トン以下のエアコンを複数台並べて設置するといった抜け道になりかねない。 ・自動車用エアコンディショナーも、乗用車に限定するのではなく、トラックやバスなども対象にするべきである。</p> <p>(2)冷凍冷蔵機器 ・定置式冷凍冷蔵ユニットも、コンデンシングユニットとパッケージ化されて販売されるものに限定するのは、製造段階で決まらないケースもあるため、パッケージ化されていないものも含めて対象とするべきである。 ・中央方式冷凍冷蔵機器については、「有効容積が5万立法メートル以上の冷凍冷蔵倉庫の新築・改築に伴って倉庫向けに出荷されるもの」と用途で限定しているが、製造段階では決まらないケースも多く、すべての冷凍冷蔵機器を対象とするべきである。</p> <p>(3)硬質ウレタンフォーム ・住宅用建築材料に限定しているが、なぜ住宅に限定するのか不明。住宅以外の建築物も硬質ウレタンフォーム全てを同じように対象にすべきである。</p> <p>(4)その他 ・ヒートポンプ給湯器も今回対象外とされているが、すでにCO2冷媒での普及が行き渡っており、フロンへと逆行させないためにもここで対象とするべきである。</p> <p>【同旨意見がその他1件】</p>	<p>指定製品の対象化の検討では、判断の基準策定に係る基本的考え方に基づき検討を行い、適切な範囲において指定製品化を行うこととしており、今回の検討において基本的考え方に基づく要件に該当した製品についてはすべて指定製品とすることとしています。今回指定する指定製品による我が国におけるフロン類使用製品からのHFC総排出量に対する割合は、フロン類使用製品の製造業者等における製品の出荷状況等から6割程度を見込んでおり、限定的とは考えていません。</p>
32	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) 「最終的には改正フロン法の指定要件を満たす製品区分の全てについて判断基準を定めることを方針」とすることに賛成である。全てに判断基準を定める期限を10年などと定めるべきである。</p> <p>(意見及び理由) ノンフロン化などの判断基準は全ての製品区分で定め、ノンフロン化させるべきである。全製品区分の判断基準制定方針には賛成である。その上で、代替技術がないなどと先送りすることなく、全てに判断基準を定める期限を予め決めておくべきで、例えば今後10年などと定めるべきである。</p>	<p>代替技術の開発に要する期間を一律に設定することは困難であることから、製品区分の全てに判断基準を定める期間として一定の期間を設定することは不適當であると考えます。</p>
33	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) 「判断基準策定時に市場に存在するもっとも環境影響度の低い製品をベースとする」事は現状追認で、イノベーションたり得ない。「判断基準策定時に市場に存在するもっとも環境影響度の低い製品を最低限の設定基準に」とすべき。</p> <p>(意見及び理由) イノベーションとは、現在は出来ないが将来は技術力でブレークスルーしていくことである。「判断基準策定時に市場に存在する最も環境影響度の低い製品」はベースではなく、策定時の最低基準となるべきであり、より高い目標を掲げ、企業競争力を即すことが、イノベーションを生むのである。 製品転換にはタイムラグがあることを考慮すると、素案にあるように2020年に40%の削減をめざるのであれば、現状追認ではなく、「判断基準策定時に市場に存在するもっとも環境影響度の低い製品」は最低限のクリア条件である。よって3行目は「判断基準策定時に市場に存在するもっとも環境影響度の低い製品を最低限の設定基準にすることにより、」とすべき。</p>	<p>目標値の設定については、判断の基準策定に係る基本的考え方に記載のとおり、最も環境影響度の低いもののGWP値を勘案し、ノンフロン製品又は最も環境影響度の低いフロン類使用製品を計画的に普及できるように設定するとしており、代替技術の安全性・経済性・性能・新たな技術開発・商品化の見通しに留意し定める方針であり、現状を追認するものではありません。</p>

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
34	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) (5)家庭用ヒートポンプ給湯器は指定製品から除外すべきではない。</p> <p>(意見及び理由) (5)家庭用ヒートポンプ給湯器は、確かに現状ではフロンを使用した製品は出荷がないが、既に出荷を予定しているメーカーが有り展示会などで発表されている。このノンフロン化の時代の流れに逆行する企業行動を未然に阻止する為にも、指定から除外すべきではない。家庭用ヒートポンプ給湯器の技術は、世界でも日本が確立した大きなマーケットで有り、更なるイノベーションを生むためにも指定製品にすべきである。</p> <p>【同旨意見がその他3件】</p>	家庭用ヒートポンプ給湯器については、本資料P.16に記載のとおり、市場の動向等を注視しつつ、指定要件を満たした際には環境影響度を考慮して指定について検討することとしています。
35	指定製品関係 (指定製品の対象)	<p>(意見の概要) 船舶用冷凍冷蔵機器の対象指定、判断基準策定等は事業所管省庁において行う旨の記載を追記いただきたい。</p> <p>(意見及び理由) 輸送用冷凍冷蔵ユニットの内、船舶用の事業所管省庁は、船舶用空調機器と同じ国土交通省とされますので、15ページの○輸送用冷凍冷蔵ユニットの(理由)に「なお、船舶用冷凍冷蔵機器の対象指定、判断基準策定等は事業所管省庁において行う。」を追記されることを提案します。</p>	船舶用空調機器及び冷凍冷蔵ユニット、鉄道用空調機器及び冷凍冷蔵ユニットについては、国土交通省と経済産業省の共管の部分が含まれますので、これに則して報告書の記載内容を修正致します。
36	指定製品関係 (代替技術の有無)	<p>(意見の概要) 安全性、性能を考慮した場合GWPの最も低い物質を選択しない可能性もある。</p> <p>(意見及び理由) 安全性、性能、GWPをすべてCO2換算し、同時に、コスト化し、比較の上複数の選択肢もありうるということを明示すべきである。原表現は、GWPの最も低いものを選択すると読めなくもないため、(II)とも矛盾が生じる可能性が否定できない。また、エネルギー起源のCO2が増えるのか減るのかという一面を考慮していない。</p>	原文においては、「転換候補(上市されているもの・上市の技術の見通しがあるもの)のうち最も環境影響度の低いもののGWP値を勘案し」としており、安全性、性能を考慮した結果、GWPの最も低い物質を選択しないことは、ありえると考えます。また、代替技術の有無の判断としてエネルギー消費性能を含む性能について留意して判断することとしています。
37	指定製品関係 (代替技術の有無)	<p>(意見概要) 判断基準の基本的考え方として、一義的にはすべてのフロン類を対象とし、フロン排出ゼロを目指すことを明記すること</p> <p>(意見及び理由) 「改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について中間とりまとめ(案)」(以下、「中間とりまとめ」という)では、指定製品の対象となる製品について、フロー要件とストック要件を満たすものに限定しているが、一義的には全てのフロン類製品を対象とすることを前提にすべきである。 一部だけを対象とすることは、対象外製品の増加や転換といった抜け道となりかねず、対象外の製品をフロン化に逆行させるような流れにもなりかねない。そもそも、ここで要件として設定されたCO2換算で1万トン(フロー)、5万トン(ストック)という数字には根拠がなく、このような裾きり値を使うべきではない。 さらに、「代替技術の有無に係る判断」について、安全性や経済性、性能、新たな商品化の見通しなどを留意して判断するとされているが、ノンフロン製品などトップランナーにあわせるべきで、ノンフロン化製品の普及と同時に安全性向上やコスト削減や性能改善の努力など業界の努力を促すインセンティブも働かない中ではフロン類製品の製造業者が安全性や経済性を理由に「できない」と言い続ければ、いつまでもフロン類を使った製品を作り続けることになりかねない。 国際的な代替事例なども集めて、フロン類が使われている製品は、早くノンフロン化するようなトップランナーにあわせて開発・商品化を促すべきである。</p> <p>【同旨意見がその他1件】</p>	改正法において、フロン類の排出の抑制を図ることについては、第一種特定製品の管理者の判断の基準において、管理の適正化を求めることとしており、一方で、フロン類使用製品の製造業者等に対してはフロン類の使用の合理化のため指定製品制度を導入し、各者が対策を講じることによって、フロン類による温暖化の防止を講じることとしています。 改正法において指定製品とは、「フロン類使用製品のうち、特定製品その他我が国において大量にしようされ、かつ、相当量のフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるもの」と定められていることから、大量に使用され、相当量のフロン類が使用されていること具体的な要件として、ストック要件及びフロー要件を示しています。 また、代替技術の有無を判断する際には、産業界におけるフロン類使用製品の開発・商品化の状況を聞いた上で、審議会において学識経験者等の委員による審議を行い、審議会の意見を踏まえて指定することとしており、所管官庁の裁量のみによって定められるものではありません。また、判断にあたってはいわゆる「トップランナー」となる製品を勘案して、計画的に普及できるように目標値を設定することとしています。
38	指定製品関係 (代替技術の有無)	<p>(意見の概要) 安全性、性能をCO2換算、コスト換算し、総合的指標を用意すべきである。</p> <p>(意見及び理由) 安全性、性能、GWPをすべてCO2換算し、かつ、コスト化し総合的に評価することは可能であり、それにより、GWP偏重による誤った判断、方向性のリスクを低減できる。</p>	今後の政策展開において、こうした意見があったことを十分に踏まえてまいります。

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
39	指定製品関係 (目標年度の設定)	<p>(意見の概要) 指定製品の「目標年度」では、「製品のモデルチェンジのスパン」は考えず、商品化技術のあるものを目標値に定める場合は「製品開発期間」も入れず「設備投資期間」だけとし、できるだけ短期に設定すべきである。</p> <p>(意見及び理由) ノンフロン化等の「指定製品」の「目標期間」は「製品のモデルチェンジのスパン、製品開発期間、設備投資期間のリードタイム等を考慮して設定する」と、幅広い行政裁量を認める曖昧な表現になっている。地球環境保全に熱心な業界ではフロン類使用期間を短縮する目標になり、一方で地球環境保全に不熱心な業界は、フロン類の設備投資をしてしまったので次のモデルチェンジまで使いたいとして先送りでき、護送船団・ラストランナー擁護になり得ると危惧される。 まず、地球環境保全のためには、次回がいつになるか不明確な「製品のモデルチェンジ」の時期までフロン類の排出漏洩を許容すべきではなく、ただちに代替技術を組み込んだ製品を製造開始すべきである。 また、「製品開発期間」を長く考慮してその時期までフロン類の排出漏洩を許容すべきではなく、ただちに代替技術を組み込んだ製品を製造開始すべきである。具体的には「目標値」は「転換候補(上市されているもの・上市の技術の見通しがあるもの)のうち最も環境影響度の低いもののGWP 値」とあるので、「上市されているもの」が目標値になった場合には「製品開発期間」の考慮は不要であり、当該技術を利用した生産ラインの設備投資期間のリードタイムだけ、設計と運転調整を入れても1～3年として定めるべきである。</p>	<p>新製品の上市には、一定の製品開発の期間、当該製品の製造設備の整備の期間が必要であり、また、製品のモデルチェンジのスパンなど、これらの必要な期間を考慮しない場合、安全性や省エネ性の観点も含めた製品転換が適正に行われず、目標年度においても目標値に適合した製品が複数社から販売されず、市場に混乱をもたらす恐れがあることから、必要最小限のものとしてこれらの期間を考慮することとしています。</p>
40	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見概要) 対象とした製品の目標値と目標年については、いずれも2018年よりも前とし、目標値を段階的に下げよう段階的削減とするべき。また、今回のとりまとめは対象範囲が狭く、目標も甘く、現状の後追いにしかかっておらず、見直しするべきである。</p> <p>(意見及び理由) 「改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について中間とりまとめ(案)」(以下、「中間とりまとめ」という)では、3. 指定製品製造業者等の判断の基準となるべき事項に示されたものは、ほとんどが、すでに現時点で代替しているもの、代替製品が商品化されているものばかりである。段階的に排出ゼロを目指すためには、将来的な見通しとしてゼロになる方向性を示した判断基準にするべきである。段階的削減を具体的に示すことによって、現在すでにスーパーマーケットのショーケース(コンデンシングユニットと定置式冷凍冷蔵ユニット)ではCO2冷媒のものが市場で普及拡大しており、そちらへの転換を促すような目標にするべき。 また、エアコンについては日本ではR410AからR32(GWP=675)への転換はすでに市場ではじまっているため、R32への転換を促すに止まらず、将来的には自然冷媒のエアコンに促すようなインセンティブが必要。 ・空調について 2018年 目標値をGWP 750以下 2030年 目標値をGWP 10以下を目指す ・冷凍冷蔵機器について 特にコンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット 2020年 目標値をGWP 10以下とする。 その他の冷凍冷蔵機器についても、自然冷媒への転換がはじまっており、対象にするべきである。 ・ダストブロー 2019年は遅すぎる。すでに市場の大半はノンフロンのダストブローに切り替わっており、2015年にも可能。</p> <p>【同旨意見がその他1件】</p>	<p>目標年度の設定については、本資料P.2に記載のとおり、製品のモデルチェンジのスパン、製品開発期間、設備投資期間のリードタイム等を考慮して設定したもので、妥当な期間となっていると考えています。</p>
41	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニットのうち、「有効容積が5万立方メートル以上の冷凍冷蔵倉庫の新築、改築又は増築に伴って当該倉庫向けに出荷されるもの」の目標値を100とする。 冷凍冷蔵倉庫に使われるフロンの機械のほとんどが直接膨張式なので、転換をすすめるには、中央方式冷凍冷蔵機器と同じ基準を定めるべき。</p>	<p>指定製品の区分については、指定製品の対象となる要件に基づき同一の目標を設定できる範囲を設定しており、ご意見の製品についても「コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット」に含まれ、製造業者等は製品転換を図る必要があるため、事業者の販売する製品種別の構成に応じて転換がなされるものと考えています。</p>
42	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>5万m³以上の倉庫に限らず、フリーザーなどの冷凍冷蔵機器も目標値を100とする。 倉庫以外にもアンモニアが多く使用されていて、倉庫に限定すべきでない。</p>	<p>アンモニアについては、消防法、労働安全衛生法、高圧ガス保安法で毒性・可燃性ガスとして定義づけられており、その取扱いには注意を要することから、有効容積が5万立方メートル以上の大型冷凍冷蔵倉庫に限れば、その管理を行う事業者の大半は大企業であるため、安全性を確保するために必要な措置を講ずることが可能であると見込まれるため、当該範囲に限って指定製品としています。</p>

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
43	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「家庭用エアコンディショナー」について、基準値はHFC32相当のGWP675とすること。 ノンフロン冷媒の使用があればただちに修正すること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「家庭用エアコンディショナー」について、現在使われている冷媒の中でHFC32のGWP675が最も地球温暖化係数が小さいことを念頭に、ただし「1割程度の変動を見込み750にする」としている。IPCC第五次報告でもHFC32の地球温暖化係数GWPは677で、IPCC報告でのGWPの「変動」が見込まれるものでもなく、IPCC第五次報告を採用するルールになった時点で微修正すればよい。GWPがもっと悪い物質の採用を許容するのではないかと誤ったメッセージを企業に与えないよう、目標値はHFC32のGWP値そのままとすべきである。 また、冷媒をHFC32で固定することなく、その後もっとGWPの小さい冷媒が採用されていないか、企業、専門家、市民に常時通報を求め、国会や環境省にも協力を求め、採用例があればただちに審議をして目標値を改定すべきである。このような仕組みを導入し、ノンフロン・自然冷媒でなければ頻繁に基準値が改定され長期に同一製品を生産するのは困難だというメッセージを企業に与え、温暖化対策・ノンフロン化の競争を促進すべきである。</p>	<p>基準値については、「転換候補のうち最も環境影響度の低いもののGWP値を勘案し、ノンフロン製品又は最も環境影響度の低いフロン類使用製品を計画的に普及できるように設定する」としており、安全性評価等の観点から、全ての「家庭用エアコンディショナー」が同時に転換することが難しいことを踏まえ、目標値を750と定めています。また、IPCC報告における温暖化係数は技術的知見の進展により、報告書が更新にともなってGWP値が変更されており、事業者がこのような変動に影響されずに安定的に製品転換を図る必要があることから、家庭用エアコンについては750と定めています。</p>
44	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「家庭用エアコンディショナー」について、目標年度は2016年度とすること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「家庭用エアコンディショナー」について、「冷媒の選定・開発、機器開発に要する期間や商品転換サイクル、生産体制の構築に要する期間(海外生産も含む)等を念頭に、2018年度(平成30年度)と設定する。」としている。しかし、既にHFC32の製品が市場に出ているので「冷媒の選定・開発、機器開発に要する期間」は不要で、もっと短期で十分である。 また、冷媒をHFC32で固定することなく、その後もっとGWPの小さい冷媒が採用されていないか、企業、専門家、市民に常時通報を求め、国会や環境省にも協力を求め、採用例があればただちに審議をして目標値を改定すべきである。このような仕組みを導入し、ノンフロン・自然冷媒でなければ頻繁に基準値が改定され長期に同一製品を生産するのは困難だというメッセージを企業に与え、温暖化対策・ノンフロン化の競争を促進すべきである。</p>	<p>既に複数の製造業者等において、R32を採用した家庭用エアコンが販売されていることは承知していますが、現時点ではハイエンドクラスを中心とした転換が主であり、普及クラスにおける転換、また寒冷地仕様などの特殊品も含めて転換を図る必要があり、全ての製品を転換するためには一定の期間が必要であることから、2018年度を目標年度としています。</p>
45	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「店舗・オフィス用エアコンディショナー」について、基準値はHFC32相当のGWP675とすること。また、ノンフロン冷媒の採用があればただちに基準値を修正すること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「店舗・オフィス用エアコンディショナー」について、HFC32のGWP675を念頭に、ただし「1割程度の変動を見込み750にする」としている。IPCC第五次報告でもHFC32の地球温暖化係数GWPは677で、IPCC報告でのGWPの「変動」が見込まれるものでもなく、IPCC第五次報告を採用するルールになった時点で微修正すればよい。GWPがもっと悪い物質の採用を許容するのではないかと誤ったメッセージを企業に与えないよう、目標値はHFC32のGWP値そのままとすべきである。 また、冷媒をHFC32で固定することなく、その後もっとGWPの小さい冷媒が採用されていないか、企業、専門家、市民に常時通報を求め、国会や環境省にも協力を求め、採用例があればただちに審議をして目標値を改定すべきである。このような仕組みを導入し、ノンフロン・自然冷媒でなければ頻繁に基準値が改定され長期に同一製品を生産するのは困難だというメッセージを企業に与え、温暖化対策・ノンフロン化の競争を促進すべきである。</p>	<p>基準値については、「転換候補のうち最も環境影響度の低いもののGWP値を勘案し、ノンフロン製品又は最も環境影響度の低いフロン類使用製品を計画的に普及できるように設定する」としており、安全性評価等の観点から、全ての「店舗・オフィス用エアコンディショナー」が同時に転換することが難しいことを踏まえ、目標値を750と定めています。また、IPCC報告における温暖化係数は技術的知見の進展により、報告書が更新にともなってGWP値が変更されており、事業者がこのような変動に影響されずに安定的に製品転換を図る必要があることから、店舗・オフィス用エアコンについては750と定めています。</p>
46	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「店舗・オフィス用エアコンディショナー」について、目標年度は2016年度とすること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「店舗・オフィス用エアコンディショナー」について、「冷媒の選定・開発、機器開発に要する期間や商品転換サイクル、生産体制の構築に要する期間等を念頭に、2020年度(平成32年度)と設定する。」としている。しかし、既にHFC32の製品が市場に出ているのでその普及を考えると短期で十分である。また、全メーカーがいったんこの冷媒使用製品へ移行するまで待つという護送船団的発想はこの際捨てるべきで、間に合わないメーカーは当該冷媒製品を諦めて次の自然冷媒製品開発に専念させればよい。 なお、冷媒をHFC32で固定することなく、その後もっとGWPの小さい冷媒が採用されていないか、企業、専門家、市民に常時通報を求め、国会や環境省にも協力を求め、採用例があればただちに審議をして目標値を改定し、目標年度も短期で定めてすぐに普及するようにすべきである。このような仕組みを導入し、ノンフロン・自然冷媒でなければ頻繁に基準値が改定され長期に同一製品を生産するのは困難だというメッセージを企業に与え、温暖化対策・ノンフロン化の競争を促進すべきである。</p>	<p>一部の製造業者等において、R32を採用した店舗・オフィス用エアコンが販売されていることは承知していますが、現時点ではハイエンドクラスを中心とした転換が主であり、普及クラスにおける転換、また寒冷地仕様などの特殊品も含めて転換を図る必要があり、すべての製品を転換するためには一定の期間が必要であることから、2020年度を目標年度としています。</p>

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
47	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「自動車用エアコンディショナー」について、基準値はGWP=1とすること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「自動車用エアコンディショナー」について、R1234yf(GWP=1以下)やCO2冷媒(GWP=1)の検討があるにも関わらず、環境負荷が大きい「HFO系混合冷媒(GWP=130程度)」を念頭に、「複数の転換候補冷媒間での競争を確保しながらの転換を可能とするよう、150と設定する」としている。 環境負荷が最も大きいものの開発・導入・販売と大気中への排出継続を容認し、それと環境負荷の小さいものを同列にして「競争を確保」という本案には、環境負荷のできるだけ小さいものを採用する前提の上で市場競争させる視点がなく、環境負荷護送船団方式と言わざるをえない。また、環境負荷が大きい商品も日本市場では売り続けることができるという誤ったメッセージを企業に与えかねない。 メーカーには負荷の大きい「HFO系混合冷媒」の開発を早く断念させ、R1234yf(GWP=1以下)やCO2冷媒(GWP=1)の導入を想定してGWP=1の基準を設定すべきである。</p>	<p>自動車用エアコンディショナーに使用されるフロン類の転換候補としてHFO-1234yfが想定されていますが、これは微燃性のものであり、乗員の安全性により一層万全を期す観点や、複数の選択肢の中で供給安定性を確保しつつ競争原理を働かせる観点から、より燃焼生が弱いHFO系混合冷媒(GWP130程度)やCO2の使用も検討されており、これらへの転換の可能性や技術開発の余地を過度に奪わぬよう目標値を150と設定しています。</p>
48	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「自動車用エアコンディショナー」について、目標年度は2017年度とすること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「型式ごとの製品企画、仕様設計及び適合検証3年(うち型式認証承認を得るのに要する期間は1年程度)、機種展開に6年程度要することを念頭に置きつつ、現時点における事業者の取組状況等を勘案して、2023年度と設定する(なお、海外における転換の動向や技術開発の状況等の事情の変動に鑑み、必要に応じて改定を検討するものとする。)」としている。この冷媒の検討は長年行われ、「型式ごとの製品企画、仕様設計及び適合検証3年」だけで十分である。 また、全メーカーがこの冷媒使用製品へ移行するまで待つ護送船団的発想はこの際捨てるべきで、間に合わないメーカーは当該冷媒製品の導入完成を待って市場参入すればよい。</p>	<p>自動車用エアコンディショナーの転換にあたっては、型式ごとの製品企画、設計しよう及び適合検証、機種展開に一定の期間を要することから2023年度を目標年度としています。</p>
49	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット」について、基準値はCO2やアンモニアなどを想定したGWP1とすること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット」について、「高温用ではR407C(GWP=1774)、中温及び低温用のうち新築店舗、改築店舗向け(当該温度帯の対象機器のうち3割程度)にCO2(GWP=1)、中低温用のうち既存店舗向け(7割程度)にR410A(GWP=2090)を導入することを想定し、それぞれの出荷台数で加重平均を取った値として、1500を目標値として設定する」としている。その理由として「この目標値は、現時点でCO2の導入が可能と考えられる分野に対して、すべてCO2を導入することを意味する。」と書かれている。しかし「現時点でCO2の導入が可能と考えられる分野」の評価が甘いことがこの甘い基準の核心である。 まず、「中低温用のうち既存店舗向け(7割程度)にR410Aを想定」する必要はなく、全部CO2で十分であり、中低温用は全部GWP=1とすべきである。 高温用にアンモニアかCO2があればその前提で高温用もGWP=1を採用すべきである。国内に導入例が一つもなく、技術的に無理なことが全部または特定の高温用機器について十分な根拠による説明がされるなら、技術的に無理なことが説明される用途だけGWP1774を採用すればよく、それ以外は規制区分を分け、目標値はGWP=1とすべきである。 なお、GWP=1より大きい目標値を導入した区分も、冷媒をフロン系で固定することなく、その後もっとGWPの小さい冷媒が採用されていないか、企業、専門家、市民に常時通報を求め、国会や環境省にも協力を求め、採用例があればただちに審議をして目標値を改定し、目標年度も短期で定めてすぐに普及するようにすべきである。このような仕組みを導入し、ノンフロン・自然冷媒でなければ頻りに基準値が改定され長期に同一製品を生産するのは困難だというメッセージを企業に与え、温暖化対策・ノンフロン化の競争を促進すべきである。 また、全メーカーがこの冷媒使用製品へ移行するまで待つ護送船団的発想はこの際捨てるべきで、間に合わないメーカーは、自社開発するかノンフロンに得意なメーカーから技術を購入し、当該冷媒製品の導入完成を待って市場参入すればよい。</p>	<p>CO2を使用したコンデンシングユニットが販売されていますが、中小零細企業を含めた多種多様な主体が多種多様な用途に使用するコンデンシングユニットの全てへの適用は現時点では困難です。したがって、現時点でCO2の導入が可能と考えられる分野に対して全てCO2を導入すること、転換が難しい分野が存在することの両方を加味して、目標値を設定しています。</p>

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
50	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット」について、目標年度は2016年度とすること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「新冷媒や新システムも含めた幅広い選択肢を確保することを念頭に、冷媒の選定・開発に2年程度、要素技術開発に2～3年程度、機器開発に要する期間や商品転換サイクル、生産体制の構築に7～8年程度を要すること等を考慮して、2025年度(平成37年度)と設定する。」としている。 中低温ではCO2導入例も多いので、「冷媒の選定・開発に2年程度、要素技術開発に2～3年程度、機器開発に要する期間や商品転換サイクル、生産体制の構築に7～8年程度を要すること等を考慮」する必要はなく、自社開発か、先行メーカーの技術を購入して生産ラインを整え販売すればよい。 高温も仮に全分野でノンフロンが技術的に不可能で、R407C(GWP=1774)が必要だと十分な根拠により説明されるのであれば、導入例もあるので「冷媒の選定・開発に2年程度、要素技術開発に2～3年程度、機器開発に要する期間や商品転換サイクル、生産体制の構築に7～8年程度を要すること等を考慮」する必要はない。またアンモニアやCO2導入例があるならこれも「冷媒の選定・開発に2年程度、要素技術開発に2～3年程度、機器開発に要する期間や商品転換サイクル、生産体制の構築に7～8年程度を要すること等を考慮」する必要はない。 なお、GWP=1より大きい目標値を導入した区分も、冷媒をフロン系で固定することなく、その後もっとGWPの小さい冷媒が採用されていないか、企業、専門家、市民に常時通報を求め、国会や環境省にも協力を求め、採用例があればただちに審議をして目標値を改定し、目標年度も短期で定めてすぐに普及するようにすべきである。このような仕組みを導入し、ノンフロン・自然冷媒でなければ頻繁に基準値が改定され長期に同一製品を生産するのは困難だというメッセージを企業に与え、温暖化対策・ノンフロン化の競争を促進すべきである。 また、全メーカーがこの冷媒使用製品へ移行するまで待つ護送船団的発想はこの際捨てるべきで、間に合わないメーカーは、自社開発するかノンフロンに得意なメーカーから技術を購入し、当該冷媒製品の導入完成を待って市場参入すればよい。</p>	CO2を使用したコンデンシングユニットが販売されていますが、中小零細企業を含めた多種多様な主体が、多種多様な用途に使用するコンデンシングユニットの全てへの適用は現時点では困難であり、目標年度は新冷媒や新システムも含めた幅広い選択肢を確保することを念頭に、冷媒の選定や要素技術の開発、機器開発に要する期間、生産体制の構築等に必要な期間を勘案して、目標年度を2025年度としています。
51	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) CO2冷媒の普及に向けては機器製造メーカーへの開発費用等の支援対策等を優先的に行うことが不可欠と考えます。</p> <p>(意見及び理由) 今回、目標値として示されたGWP値1500の目標達成のため、新規出店、改装店舗においてCO2冷媒を積極的に導入していく必要がありますが、コスト面や製品選択の幅が限定されており、現状ではCO2冷媒の機器の導入が進まない状況となっています。 そこで、機器製造メーカーに対して開発促進のための新規種開発費用の助成金等の支援を行い、機器製造メーカーの開発促進意欲を向上させ、新規商品の開発やコストダウンを図り、市場の拡大を図る必要があります。</p>	経済産業省においてはこれまでもノンフロン・低GWP化に向けた技術開発支援を行ってきており、今後の政策展開において、こうした意見があったことを十分に踏まえてまいります。
52	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「中央方式冷凍冷蔵機器」について、基準値はアンモニアなどを想定したGWP1とすること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「足下ではR404A(GWP=3920)からアンモニア(GWP=1 桁)への転換が進んでいることから、目標値は100と設定する。」としている。アンモニアはGWP1以下なのに100にする理由として「GWP 値が100未満の範囲では、現状我が国において大量に使用されているフロン類はなく、更に当該範囲では、今後、エネルギー起源CO2 削減につながる省エネ性能向上に資する物質や、より安全に使用できる物質が開発される可能性もあるため、こうしたものの開発の余地を残すことが重要である。このため、本制度において、フロン類使用製品が最終的に目指すべきGWP 値の水準はGWP=100未満とする。」と書かれている。 GWPが小さく市場でも実績のあるアンモニアが既にあるのに、「GWP 値が100未満の範囲では、現状我が国において大量に使用されているフロン類は無い」と認めるように負荷が大きくかつ開発に時間を要する物質の技術開発に配慮する必要はなく、全部アンモニアで十分であり、GWP=1とすべきである。実績ある物質・技術より負荷の大きなものをあえて認めて基準をつくるようでは、政府は環境保全に熱心ではなく、環境技術は「トップランナーでなくてもかまわない」という誤ったメッセージを企業に与えることになる。 また、全メーカーがこの冷媒使用製品へ移行するまで待つ護送船団的発想はこの際捨てるべきで、間に合わないメーカーは、自社開発するかノンフロンに得意なメーカーから技術を購入し、当該冷媒製品の導入完成を待って市場参入すればよい。</p>	中央方式冷凍冷蔵機器については、アンモニアへの転換を念頭においていますが、現状、我が国において大量に使用されているフロン類は全てGWP値が100を超えており、こうしたフロン類の使用の抑制が重要です。他方、GWP値が100未満の範囲では、今後エネルギー起源CO2削減につながる省エネ性能向上に資する物質や、より安全に使用できる物質が開発される可能性もあるため、こうしたものの開発の余地を残すことが重要です。したがって、本制度において、最終的に目指すべきGWP値の水準は100未満と考えており、当該機器についても目標値を100と設定しています。

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
53	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「中央方式冷凍冷蔵機器」について、目標年度は2016年度とすること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「現時点ではアンモニア冷媒に対応した冷凍機技術を持たないメーカーが多く、現在アンモニア機器を販売しているメーカーが主体となって転換が進むことが想定されるが、こうしたメーカーにおいてもラインナップ拡充等の商品開発や生産体制の構築に一定程度の期間を要するため、目標年度は2019年度(平成31年度)と設定する。」としている。 しかし、すでに市場で商品が売られている分野であり、商品開発の時間は不要で、生産ラインを整える最低限の時間で十分である。 また、全メーカーがこの冷媒使用製品へ移行するまで待つ護送船団的発想はこの際捨てるべきで、間に合わないメーカーは、自社開発するかノンフロンに得意なメーカーから技術を購入し、当該冷媒製品の導入完成を待って市場参入すればよい。</p>	<p>「改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について中間とりまとめ」のP.19に示したとおり、安全性上の制約により、これまで、アンモニアからフロン類への転換が進められてきた歴史的経緯があります。したがって、現時点ではアンモニア冷媒に対応した冷凍機技術を持たないメーカーが多く、現在販売しているメーカーが主体となって転換が進むと考えており、これらのメーカーの製品ラインナップの拡充等の商品開発や生産体制の構築に一定の期間を要することから2019年度と設定しています。</p>
54	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「硬質ウレタンフォームを用いた断熱材」について、基準値は商品化実績のあるCO2を想定しGWP=1とすること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「転換候補と想定されるCO2(GWP=1)、HFO系新発泡剤(GWP=1桁)へ転換するよう、また、更に断熱性能の優れた新混合発泡剤(GWP=2桁)の開発等を視野に入れて、目標値は100と設定する」と書かれている。 GWPが小さく市場でも実績のあるCO2発泡があるのに、「混合発泡剤(GWP=2桁)」と負荷が大きいかつ開発に時間を要する物質の技術開発に配慮する必要はない。実績ある物質・技術より負荷の大きなものをあえて認めて基準をつくるようでは、政府は環境保全に熱心ではなく、環境技術は「トップランナーでなくてもかまわない」という誤ったメッセージを企業に与える。断熱性能がよいものができるかもしれないことが書かれているが、基準自体に、CO2発泡より断熱性能がよく、かつ使用時のフロン系物質の大気中放出も含めて温室効果ガス排出が小さいことを要件として提案しておらず、環境負荷低減は主要目的でないと企業に誤ったメッセージを与える。 また、全メーカーがこの冷媒使用製品へ移行するまで待つ護送船団的発想はこの際捨てるべきで、間に合わないメーカーは、自社開発するかノンフロンに得意なメーカーから技術を購入し、当該製品の導入完成を待って市場参入すればよい。</p>	<p>転換候補とされるCO2やHFO系の発泡剤のGWP値は低いと認識していますが、断熱性能等が従来のものと比較して十分ではないとの指摘があります。したがって、今後、さらに断熱性能の優れた新発泡剤の開発の余地を残す観点から、目標値を100としています。</p>
55	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「硬質ウレタンフォームを用いた断熱材」について、目標年度は2016年度とすること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「HFO系の新発泡剤の商品開発(技術最適化)に5~6年程度要することや、新発泡ガス供給体制の状況等を勘案して、2020年度と設定する。」としている。 しかし、すでに市場でCO2発泡商品が売られている分野であり、未完成でかつ環境負荷も大きい技術の開発を待つ必要はない。生産ラインを整える最低限の時間で十分である。 また、全メーカーがこの冷媒使用製品へ移行するまで待つ護送船団的発想はこの際捨てるべきで、間に合わないメーカーは、自社開発するかノンフロンに得意なメーカーから技術を購入し、当該製品の導入完成を待って市場参入すればよい。</p>	<p>CO2発泡についてはHFC系の発泡剤に比べて断熱性能が劣ること、コスト上昇が普及の課題となっており、HFO系の発泡剤の開発状況や新発泡ガスの安定供給体制の状況、関連するJIS規格の策定状況等を勘案して、目標年度を2020年としています。</p>
56	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「専ら噴射剤のみを充填した噴霧器」についてGWP=1とすること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「すでに代替技術が確立している分野(オフィスにおける埃とばし等の用途のもので、これまで主にHFC-134aからHFC-152a(GWP=124)やDME系のノンフロンガスへ転換してきた分野)については、原則、CO2やCO2とDME(ジメチルエーテル)の混合ガス等へ転換するよう、目標値は10と設定する。」と書かれている。 原則ではなく全商品・用途がCO2やDME、あるいは窒素ガスなどに移行するよう、目標はGWP=1とすべきである。 また、全メーカーがこの冷媒使用製品へ移行するまで待つ護送船団的発想はこの際捨てるべきで、間に合わないメーカーは、自社開発するかノンフロンに得意なメーカーから技術を購入し、当該製品の導入完成を待って市場参入すればよい。</p>	<p>CO2やCO2とDMEの混合ガス、HFO-1234zeへの転換を念頭において、目標値を10としています。</p>

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
57	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) 「専ら噴射剤のみを充填した噴霧器」について、について、目標年度は2016年度とすること。</p> <p>(意見及び理由) 基準案は、「充填するガスを変更するための設備対応や設備の変更申請等に2～3年、販売会社における在庫処理、パッケージの変更対応等に約2年の期間を要することから、目標年度は2019年度と設定する。」としている。 しかし、すでに市場で商品が売られている分野であり、これほどのリードタイムを設定する必要はない。生産ラインを整える最低限の時間で十分である。 また、全メーカーがこの冷媒使用製品へ移行するまで待つ護送船団の発想はこの際捨てるべきで、間に合わないメーカーは、自社開発するかノンフロンに得意なメーカーから技術を購入し、当該製品の導入完成を待って市場参入すればよい。</p>	資料に記載のとおり、製品転換には一定の期間が必要であるため、目標年度を2019年度としています。
58	指定製品関係 (目標値及び目標年度)	<p>(意見の概要) ダストブローワーにおいてHFC-134aからHFC-152a(GWP=124)やDME系のノンフロンガスへ転換してきた分野が転換する候補として、CO2やCO2とDMEの混合ガスとともに「HFO-1234ze」も明記していただきたい。</p> <p>(意見及び理由) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 平成25年度版(いわゆるグリーン購入法)」にHFO-1234zeを用いたダストブローワーが判断基準に適合する製品としてあげられている。 平成25年3月に中央環境審議会 産業構造審議会の合同会議によりまとめられた「今後のフロン対策の方向性について」の中には、エアゾール類のHFCの代替候補物質としてHFO-1234zeがあげられている。 HFO-1234ze日刊工業新聞主催、環境省、経済産業省後援の「第15回オゾン層保護・地球温暖化防止大賞」の審査委員会特別賞をHFO-1234zeを用いたダストブローワー市販品が受賞している。 以上の理由から、「専ら噴射剤のみを充填した噴霧器(ただし、専ら真に不燃性を要する用途に供するためのものを除く。)」におけるHFC-134a 152aの代替品の候補物質のひとつとして、CO2、DME混合ガスとともにHFO-1234zeを取り上げるのが妥当と考える。</p>	ご指摘を踏まえて、資料を修正します。
59	指定製品関係 (環境影響度の評価方法について)	製品あたりのフロン類使用量(冷媒充填量)の削減に係る取組について、二元系システム等の開発によって大幅にフロン類使用量を削減した場合には、環境影響度を評価する際に一定の係数を乗じること等により、目標達成の評価に加味するとの事ですが、本件に関し、以下の通り意見提出いたします。 1.二元系システム等の開発によって、どの程度フロン類使用量を削減できれば、本項目の適用対象となるのか。 2.本項目の適用対象となる場合、どの程度の係数が乗じられるのか。	二元系システム等の開発によって、使用する冷媒量が削減されることが想定されるため、大幅に削減した場合に削減量に応じた一定の係数を用いた計算方法について、周辺情報等のヒアリングを行い、検討を行う予定です。
60	指定製品関係 (環境影響度に係る表示事項)	<p>(意見の概要) 2元システム等評価における一定の係数の明確化</p> <p>(意見及び理由) 最新技術評価における一定の係数を用いた評価は、恣意的評価となりやすいため、特にコスト的な部分でのデメリットを過小評価する可能性がある。安全性、性能、GWPをCO2換算とコスト換算した定量的評価を課すのみでよいのではないか。</p>	使用される技術について評価を行うものではなく、二元系システム等によってフロン類の使用量が削減したことに対して、国において一定の評価方法を定め、当該製品群の目標年における目標値の算出方法とすることとしています。
61	指定製品関係 (環境影響度に係る表示事項)	<p>(意見の概要) 表示における環境影響度は、安全性・性能、GWPすべてを含めるべきである。</p> <p>(意見及び理由) 環境影響度は、GWPのみではなく、エネルギー起源CO2に係る性能面、燃焼性・毒性等安全面についてもわかりやすく表示されるべきである。</p>	改正法に基づく指定製品の判断基準はフロン類の使用の合理化のために定めるものであるため、表示における環境影響度については、当該製品のGWPについて表示させることとしています。その他ご意見の事項については、他法令において表示が求められている事項と認識しています。
62	指定製品関係 (環境影響度に係る表示事項)	<p>(意見の概要) ラベル表示における目標達成度は%表示とすべきである。</p> <p>(意見及び理由) 目標GWPが、加重平均であり、物質評価において安全性、性能面も加味されることから、必ずしもGWPの低いものが最良とは限らない。よって、GWPレベル表示は、大いに誤解を与えることになるので、あくまで、目標GWPの達成度%を表示すべきである。たとえばRACの場合、410A使用であれば、0%、GWP750のものであれば、100% それ以下であれば120%など。</p>	目標値に対する達成度については、判断基準に基づく表示の他に、JISIによるラベリング制度の検討を進めているところであり、今後の政策展開において、こうした意見があったことを十分に踏まえてまいります。

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
63	指定製品関係 (環境影響度に係る 表示事項)	(意見の概要) 指定製品の環境影響度に係る表示における再生冷媒表示を明記する。 (意見及び理由) HFC生産・消費規制において再生品の利用は、新規製造量抑制に役立つだけでなく製造段階でのエネルギー起源CO2削減にも貢献する。指定製品メーカー、使用者において再生冷媒使用の旨を表示することは、当面のHFC使用機器における環境への貢献を見える化するということでも大変有効である。	初期充填時に再生冷媒を使用したとしても、冷媒の補充を行った際に再生冷媒が使用されることを担保できず、判断基準に基づく表示義務を負う指定製品製造業者等が再生冷媒の使用を把握しつづけることは困難であるため、再生冷媒の表示を行うことは適当でないと考えます。
64	指定製品関係 (環境影響度に係る 表示事項)	(意見の概要) 機器標準冷媒以外の充填禁止表示 (意見及び理由) 昨今フロン系冷媒使用機器に可燃性冷媒を補充あるいは冷媒交換で使用され、使用中の事故、回収冷媒のコンタミ、安全性確保、など重大な懸念が示されている。良い機会であるので、表示に指定冷媒以外の充填禁止をうたうべきである。	改正法第37条第3項の規定に基づき主務省令において定められる「充填の基準」において、第一種フロン類充填回収業者の義務として、①改正法87条に基づき表示された当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の種類、又は②上記①のフロン類よりもGWP値が低いものであって当該製品の製造業者等が当該製品に使用して差し支えないものとして指定した冷媒の種類を確認し、充填を行うことを定めることとしています。
65	指定製品関係 (環境影響度に係る 表示事項)	(意見の概要) 冷媒の回収・再生を促進する目的で、新規製品およびサービス時に使用する統一デザインの再生冷媒の使用表示の検討。 (意見及び理由) 新規製造よりもエネルギー起源CO2削減に貢献可能な再生冷媒の使用促進は、当面、安全と環境貢献の両立が可能な有効手段であり、冷媒回収率の向上にも一役買うことができるのではないのでしょうか。この冷媒の使用時に統一デザインで表示することで、環境へ配慮された製品であることを、広く一般消費者などへアピールすることも、社会全体の環境意識の向上にも役立つことから、ラベルなどを規定することも考慮したほうが良いのではないのでしょうか。	今後、指定製品の製造業者等、フロン類の再生業者、製品メンテナンス等を行う施工業者と連携して、普及に努める中でこうした意見があったことを十分に踏まえてまいります。
66	指定製品関係 (環境影響度に係る 表示事項)	(別紙4)の記載内容の説明が本項目文章に明記されておらず、表示事項のどの部分と関係があるのか、不明です。表示事項と関係ないのであれば削除いただくか、表示事項として説明に加えて下さい。	表示事項として使用するフロン類等のGWP値を記載することとしており、別紙4には現在使用され、また代替候補となりうる主なフロン類代替物質の種類及びGWP値を記載しています。
67	指定製品関係 (環境影響度に係る 表示事項)	(意見の概要) 「表示」は、当該製品封入ガスCO2換算量(「フロン類封入量がCO2換算何トン」など)、小型液晶テレビ何年分(フロン類封入量は小型液晶テレビの100年分のCO2排出相当、など)という表示を追加すべき。 (意見及び理由) 基準案は、「①使用するフロン類等の種類、数量及びGWP値、②品名及び形名、③製造業者等の氏名又は名称」を示すことになっている。しかしラベルとしてこのフロン類の量が膨大であることを、機器の使用・管理に関わる多くの人に伝えるには不十分である。このためには、まずフロン類の種類、フロン重量、フロンGWPだけを示すのではなく、まずCO2換算何t、何kgになるかを示すべきである。次に、この量が身近な機器を動かす場合のエネルギー起源CO2に比較しどの程度になるかを示すべきである。例えば小型液晶テレビ14型と比較し何年分、「フロン類封入量は小型液晶テレビの100年分のCO2排出相当」などと表示し、その量の大きさを機器の使用・管理に関わる多くの人に伝えるべきである。	表示事項として、使用するフロン類のGWP値を記載することとしており、GWP値の表示方法としては例えば「二酸化炭素の〇〇倍の温暖化効果」などと記載することも可能とし、具体的な方法については運用の手引き等において示させていただきます。
68	指定製品関係 (環境影響度に係る 表示事項)	(意見の概要) 車両への車名と型式の表示について、省エネ法に合わせて、カタログのみの表記だけで十分であると考え。 (理由) (1)車名の定義は国交省の規定によれば、メーカー名とイコールの関係にある。既に施行されている省エネ法ではその定義に基づいた運用がなされている。省エネ法においては車名および型式について車体への表示義務を課しておらず、カタログ等への表記のみを義務付けている。 (2)車体にメーカー名／モデル名を表示することは商業的に行われていることから、改めて改正フロン法の下に義務付ける意義はないと考える。 (3)車名および型式は車検証(根拠法:道路運送車両法)に記載される事項であり、型式を指定する国交大臣は車両への型式表示を義務化していない。 (4)過去の慣例から国産車では型式表示を行っているケースもあるが、その実績をベースに輸入車にもスライド的に適用することは輸入車への独自要求項目となる。さらに輸入車には非認証車が存在し、そもそも型式表示が出来ない車両がある。 (5)ラベル類の貼り付けは基本的に車両製造時において行うものであるが、新型車の場合、工場出荷の段階では型式が決定しておらず(国土交通省の認可が下りていない)、生産初期ロット(最初の半年間)の車両には型式ラベルを表示することが出来ない。もし型式決定／型式表示を待ってから日本へ輸出するとすれば、日本での販売時期が数ヶ月遅れビジネスに多大な影響を及ぼすことになる。	ご指摘を踏まえ、自動車用エアコンディショナーに係る表示においては、本体への表示は使用するフロン類の種類、数量、GWP値、及び製造業者等の氏名又は名称とし、車名及び型式についてはカタログへの表示事項とします。

No.	意見区分	提出意見	御意見等に対する考え方
69	指定製品関係 (環境影響度に係る表示事項)	(意見の概要) 車両へのGWP値表示について、表示はカタログへの表記だけで十分であると考えます。 (意見及び理由) 新たな表示義務であるが、冷媒の種類でGWP値は一義的に決まるため、本来はGWP値の表示は必要ないと考えます。また、お客様やユーザー等の理解を得るという目的からすれば、GWP値の表示はカタログやHPへの表記だけで十分であると考えます。	車両本体への使用するフロン類のGWP値の表示は、当該車両を使用するユーザーに対してどのような温暖化影響を与える物質を使用しているかを認識させるのみならず、冷媒回収等の作業を行う整備業者や回収業者に対する認知のためにも必要であると考えています。
70	指定製品関係 (勧告・命令の対象となる事業者の範囲)	(意見の概要) 「勧告及び命令の対象となる指定製品の製造業者等の範囲」は、フロン系製品輸入・製造業者は全数つまり裾切りを設けないこと。 (意見及び理由) 基準案は、「勧告及び命令の対象となる指定製品の製造業者等の範囲」について「判断基準制定時における指定対象製品の国内向け年間出荷台数・数量(国内向け生産台数・数量及び輸入台数・数量の合算値)のシェアが概ね0.1%以上の製造業者等がカバーされるよう」定めるとしてエアコン8000台などと案を出している。しかし、これは製品のシェアであって、フロン類のGWP換算のシェアにはならない。噴霧器に関しGWPが案の通り甘いGWP=10の目標で、これに対し噴霧器でHFC134a(p20)によればGWP=1430)の製品を5000本未満の範囲で輸入すると、本数では0.1%でもGWPでは基準の143倍、つまり使用フロン類のGWPシェアで14%相当にもなる業者が勧告命令も受けないことになり、極めて問題である。 フロン系製品輸入・製造業者は全数つまり裾切りを設けないこととすべきである。	改正法第13条において使用フロン類の環境影響度の低減に関する勧告又は命令の対象を、指定製品の製造業者等のうち「製造等に係る指定製品の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件に該当するものに限る」としていることから、一定の水準を定め、国内において影響の大きな事業者から順次、制度の対象とすることで、本法の規制の効果が波及していくことを期待しています。
71	指定製品関係 (判断基準の見直し)	(意見の概要) 判断基準の見直しは、行政裁量に委ねず、新たな「トップランナー」の通報があった場合、上限期間を1年以内などと客観的に定めるべきである。 (意見及び理由) 判断基準の見直し期間の案は「技術開発の進展状況や国内外の規制動向その他改正フロン法第12条第1項に定める指定製品の製造業者等の判断の基準(以下、判断基準という。)に影響を与えるような事情の変更があった場合、審議会等において判断基準の見直しを検討し、必要に応じて見直すこととする。」と、行政裁量を幅広く認めている。 積極的に改定を行うには所管官庁の裁量に全て任せるのではなく、事業者、研究者、市民などに従前判断基準を超える新技術が出た場合の通報を求め、通報を得てあるいは国会、経済産業省、環境省の調査により新たな「トップランナー」の存在が判明した場合にただちに審議会などで審議し改定し国会に報告するようなルールを定めるべきである。 また、通報が得られない場合も国会、経済産業省、環境省の技術調査を行う間隔を想定し、1年などと見直し期間の上限を定めるべきである。	改正法において通報制度を設けていません。指定製品の対象化の検討では、改正法第2条第2項の指定製品の指定要件に基づき、事情の変更があった場合には、審議会等において判断基準の見直しを検討します。
72	(別紙4)フロン類使用製品が最終的に目指すべきGWP値について	(意見の概要) HFO1336mzzという上市間近の物質の追記 (意見及び理由) ODP ゼロ、GWP 2 (IPCC AR5)、不燃性のHFO1336mzzが、ウレタン発泡剤として2014年上市予定である。チラー用、廃熱利用発電、HPなどの媒体としても使用可能であるので、リストされるべきである。	ご指摘を踏まえて、資料中別紙3において硬質ウレタンフォームを用いた断熱材における代替物質の例として記載することとし、資料を修正します。
73	その他	【目標GWP値の達成について】 一般的な低温機器の商習慣では、製品ラインナップから購入機を選択するのは顧客であり、製造業者が自社の製品販売比率を決定することはできません。 このような現状の商習慣に鑑みると、製造業者に課せられた目標GWP値の達成の成否は製造業者自身が関与できない顧客の購買行動によって、その達成の成否が決められる事となります。 ラベリング制度に加えて顧客の購買行動がより低GWPへと推進するような施策が必要ではないかと考えます。	指定製品制度によるフロン類からの転換が行われることについて、JISによるラベリング制度や改正法の普及広報を通じて、より購入者に温暖化対策の重要性等が認知されるようしっかりと周知を行ってまいります。